

警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号）

第1章 総則

（点検の目的）

第1条 点検は、警察官の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、その不備の点を訓練整備して、厳正な紀律を養うことを目的とする。

（点検の種類）

第2条 点検を、通常点検、特別点検及び物品点検の三つに分ける。

（正規の隊形等で実施しがたい場合）

第3条 点検を受ける人員又は点検を行う場所の状況により、この訓令によりがたいときは、点検の隊形、種目、方法等を適当に変更することができる。

（皇宮護衛官への準用）

第4条 皇宮護衛官の点検については、この訓令を準用する。

第2章 通常点検

（通常点検の内容）

第5条 通常点検は、人員、姿勢、態度、服装及び日常の携帯品の検査を行うものとする。

（実施回数の基準）

第6条 通常点検は、警察署及び機動隊に勤務する警察官に対しては、毎日行うものとする。ただし、駐在所、遠隔地にある交番等に勤務する警察官に対しては、訓授のために召集したつど行うものとする。

2 前項以外の部署に勤務する警察官に対しては、通常、月2回以上行うものとする。

（手帳等の収納箇所）

第7条 男子警察官は、次の各号に掲げる携帯品をそれぞれ当該各号に掲げる収納箇所に納める。

(1) 警察手帳 上衣の左胸部のポケット

(2) 警笛 上衣の右胸部のポケット

(3) 手錠 手錠入れ

2 婦人警察官は、次の各号に掲げる携帯品をそれぞれ当該各号に掲げる収納箇所に納める。

(1) 警察手帳 次に掲げる制服の区分に応じ、それぞれ次に掲げる収納箇所

ア 冬服及び合服 上衣の左腰部のポケット

イ 夏服 ベストの左腰部のポケット（ベストを着用していない場合にあっては、スカート又はズボンの前面左のポケット）

(2) 警笛 次に掲げる制服の区分に応じ、それぞれ次に掲げる収納箇所

ア 冬服及び合服 上衣の右腰部のポケット

イ 夏服 ベストの右腰部のポケット（ベストを着用していない場合にあっては、上衣の右胸部のポケット）

(2) 手錠 肩掛け式のかばん又は手錠入れ

3 前2項の場合において、警察手帳のひもは、手帳用留めひもに結び付け、又は留めボタンに掛ける。

(名刺の収納箇所)

第8条 名刺は、警察手帳の表紙内側の名刺入れに納める。

(部隊の編成)

第9条 通常点検を行うときは、指揮官は、次の要領によって部隊を編成する。ただし、点検官は、必要により、別にこれを定めることができる。

- (1) 警部補は、分隊長になる者のほかは列員に入れる。
- (2) 分隊長に充てるべき警部補がいないときは、巡査部長中適当な者をもって充てる。
- (3) 警部が多数のときは、警部を分隊長に充て、その他の警部は列員に入れる。
- (4) 婦人警察官（私服員を除く。）は、別に部隊を編成する。ただし、人数が少数のときは、男子警察官（私服員を除く。）の左翼に位置する（付図参照）
- (5) 私服員は、別に部隊を編成する。ただし、人数が少數のときは、制服員の左翼に位置する。（付図参照）
- (6) 部隊に加わらない警部以上の警察官は列外に置く。（付図参照）

(隊形)

第10条 通常点検の隊形は、通常、小隊では横隊、中隊では中隊横隊、大隊では大隊併列横隊とする。ただし、大隊併列横隊における小隊間の距離は12歩とし、各隊形における小隊長、中隊長および大隊長の位置は、別に指示のない限り、小隊長についてはその小隊の基準分隊長の、中隊長については基準小隊長の、大隊長については基準中隊長のそれぞれ右2歩のところとし、小隊長、中隊長および大隊長は第1列の列員とともに点検を受けるものとする。

(部隊編成後の措置)

第11条 指揮官は、部隊の編成を終えた後、「休め」の号令を下し、点検官の臨場を待つ。

(点検の実施)

第12条 指揮官は、点検官の臨場に際し、「気を付け」の号令を下し、点検官が定位に着いたときに、これに対し部隊の敬礼を行い、次に、点検官に、指揮官以下の人員及び点検を受ける旨を報告した後、指揮するときの位置に着いて順次次の号令を下す。ただし、人員が多数のときは、その一部に対し「休め」の号令を下し、第3号以下の号令を各列又は各隊ごとに下すことができる。

- (1) 番号
- (2) 第1列8歩、第2列4歩前へ一進め
- (3) 手帳
- (4) 納め
- (5) 警棒
- (6) 伸ばせ。ただし、この号令は省略することができる。
- (7) 納め
- (8) 手錠
- (9) 納め

- (10) 警笛
 - (11) 吹け。ただし、この号令は省略することができる。
 - (12) 納め
 - (13) けん銃
 - (14) 納め
 - (15) 第2列4歩、第3列8歩前へ一進め
回れ右
8歩前へ一進め
回れ右
- 2 指揮官は、必要により、前項第3号から第12号までの号令にかえて、次の号令を下すことができる。
- (1) 携帯品を出せ
 - (2) 納め
- 3 点検官は、第1項第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第10号、第13号の各号（前項によるときは同項第1号）の動作が終われば、第1列右翼から左翼を通過して第2列第3列に至り、服装、姿勢、態度、けん銃の着装携帯の適否、手帳、警棒、手錠、警笛、けん銃の使用保存の適否及び配布弾薬の員数等を検査し、終わって定位に着く。この場合、指揮官は、点検官に随行する。
- 4 前項の検査は、都合により、適宜省略することができる。
- 5 点検官が列員の物品をとって検査するときは、列員は、これを受けるまでその手をたれる。
- 6 指揮官は、第1項各号の動作が終わったときは、点検官に点検終了の旨を報告し、部隊の定位につき、次に点検官の退場に際し、点検官に対して部隊の敬礼を行う。
- 7 列外者は、点検官が臨場又は退場するときは、点検官に対し、指揮官の行う部隊の敬礼を合図に敬礼を行う。
- 8 通常点検の実施は、この条の規定によるほか、警察庁長官官房長が別に定める実施要領によって行うものとする。

第3章 特別点検

（特別点検の内容）

第13条 特別点検は、礼式、教練、逮捕術及びけん銃操法の習熟の状況の検査を行うものとする。

（実施回数）

第14条 礼式、教練、逮捕術及びけん銃操法の特別点検は、警察署では、通常、それぞれ月2回以上、その他の部署では、通常、それぞれ月1回以上行う。

2 前項の点検は、通常点検の際あわせて行うことができる。

（礼式の点検）

第15条 礼式の特別点検は、次に掲げる項目について行う。

- (1) 室内の礼式
- (2) 室外の礼式

2 指揮官は、前項の点検を行うときは、受検者を適宜の隊形にして、順次号令を下して行う。

(教練の点検)

第 16 条 教練の特別点検は、次に掲げる種目について行う。

- (1) 各個教練
- (2) 通常教練
- (3) 特別教練

2 指揮官は、前項第 1 号の点検を行うときは、受検者を 1 列横隊にして適当の間隔に開かせ、第 2 号及び第 3 号の点検を行うときは、適当に部隊を編成した後、順次号令を下して行う。

(逮捕術の点検)

第 17 条 逮捕術の点検は、逮捕術教範（昭和 43 年警察庁訓令第 3 号）第 4 条第 2 項に規定する術技について行う。

2 指揮官は、前項の点検を行うときは、受検者を 2 列横隊にして適当の距離間隔に開かせ、順次号令を下して行う。この場合において、指揮官は、状況により、帽子及び上衣（夏服を着用している場合を除く。）を脱し、警棒及びけん銃を外させることができる。

(けん銃操法の点検)

第 18 条 けん銃操法の特別点検は、次に掲げる種目について行う。

- (1) 銃の出し入れ
- (2) 弾倉の開閉
- (3) 弾のそうてん及びぬきだし
- (4) 射撃の動作

2 前項の点検は、必ずあらかじめ各けん銃に実包が装てんされていないことを確認した後、これを行う。

3 指揮官は、第 1 項の点検を行うときは、受検者を適宜の隊形にして適当の距離間隔に開かせた後、順次号令を下して行う。

(この章に定めのない動作等)

第 19 条 特別点検における動作その他で、この章に特に定めのないものについては、通常点検の要領に準ずる。

第 4 章 物品点検

(物品点検の内容)

第 20 条 物品点検は、支給品及び貸与品の使用保存の適否を検査するものとする。その結果不適当と認められるものに対しては、点検官は適当の期間を定めて、修理補正させなければならない。

(実施回数)

第 21 条 物品点検は、年 2 回以上行う。

(物品の配列)

第 22 条 物品配置の場所は、あらかじめ定めて置き、検査に差し支えのないように配

列して、受検者は、その後に整列する。

(実施要領)

第 23 条 物品の配列が終われば、点検官は、指揮官を従え、列の右翼から検査し、検査が終わったとき、指揮官は物品を納めさせる。

(駐在所勤務の警察官等に対する物品点検)

第 24 条 駐在所、遠隔の地にある交番等に勤務する警察官の物品点検は、警部、警部補又は巡査部長に、監督巡視の際に代わってこれを行わせることができる。

(この章に定めない動作等)

第 25 条 物品点検における動作その他で、この章に特に定めのないものについては、通常点検の要領に準ずる。

付図(第9条関係)

